

## 第777回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和3年8月10日(火) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和3年8月10日(火) 午後2時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 本館4階 大会議室
  
4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名
  - 1 佐々木 和枝      2 立崎 京子      3 月館 啓三
  - 4 川嶋 敏明      5 一戸 実      6 門上 牧夫
  - 7 新堂 政登      8 千葉 準一      9 中村 均
  - 10 北澤 邦彦      11 浦田 秀人      12 種市 廣
  - 13 宮古 久光      14 古田 武信      15 赤沼 成人
  - 16 沼山 英明      17 葛巻 広行      18 田面木 優
  - 19 月館 操      20 駒澤 慎
  
5. 欠席した委員 なし
  
6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
  - 参 与・・・局 長 小島 一人
  - 次 長 山本 誠
  - 係 長 小比類巻 浩
  
  - 会議書記・・・主 事 熊野 健太
  
7. 議 案
  - 【議案第1号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
  - 【議案第2号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
  - 【議案第3号】農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
  - 【議案第4号】令和3年度上十三地区農業委員会大会要望決議について

## 議事の概要

事務局

ただ今より、令和3年7月30日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第777回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全14名ですので、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、推進委員につきましては、全6名の出席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様には御多忙のところ、第777回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスにつきましては、衰退の傾向が見られませんが、このような中、開催された東京オリンピックでは、日本選手団が大活躍し、続くパラリンピックでの活躍も期待され、日本中が熱いところですが、我々農業委員においては、先月も申し上げましたが改選から2年目を迎えました。

さて今月に入りましても、天候は暑い日が続く毎日ですが、既に始められていると思われる年金の加入促進運動や、農地パトロールも控え大変ご苦勞様でございます。

夏が過ぎれば収穫の秋を迎えます。何かと忙しい日々となりますが、どうか事故等には十分注意され活動していただきたいと思っております。

また、推進委員の皆様につきましては今後、委員活動に係る研修を計画しております。農業者の代表として知識をより一層高めていただき、委員会活動及び当市農業のさらなる発展につなげて参りたいと思っておりますので、なにとぞ、ご協力のほど、よろしく願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長            それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長            議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議    な    し

議 長            ご異議なしと認め、13番 宮古 久光君、14番 古田 武信君を指名いたします。

                  参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。

                  次に会期の決定を行います。

                  お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、ご異議ございませんか。

異 議    な    し

議 長            ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告願います。

局 長            それでは、2ページをお開き願います。

                  報告第1号のうち、初めに7月13日から8月10日までに行いました主な業務についてご報告いたします。

                  7月13日に、令和3年度農業委員会職員初任者研修会が青森市で開催され、事務局より出席しました。

                  7月16日に、令和3年度農業者年金加入推進特別研修会が青森市で開催され、事務局より出席しました。

                  7月21日に、令和3年度第1回上北地域農地中間管理事業推進連絡会議が十和田市で開催され、事務局より出席しました。

                  7月30日に、県農業会議の第64回常設審議委員会が青森市で開催され、事務局より出席しました。

                  8月5日に、第777回総会の議案検討会を開催しております。

                  本日、第777回総会を開催しております。

                  次に、7月の事務処理状況についてご報告いたします。

                  3条、権利の移転につきましては、他市町村の関係が56件の12万7,573平米でした。

                  3条の3第1項、相続の届出は7件で、6万7,170平米でした。

転用につきましては、5条の案件が31件の6万7,574平米でした。

貸借の解約は3件で、1万8,543平米でした。

内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

ここまでの合計は97件で、28万860平米となっております。

次に利用権設定等促進事業の利用権設定が1件で、畑が2,867平米、所有権移転が2件で、畑が9,935平米でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が17件で、田が11万4,709平米、畑が7,298平米でした。

土地の開墾届は1件で、内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、8月11日から9月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

8月31日に、県農業会議の第65回常設審議委員会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。

9月7日に、第778回総会の議案検討会を予定しております。

9月10日に、第778回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1は、字庭構の田2筆、6,889平米で、借受人を変更するため解約を行ったものです。

番号2は、字庭構の田1筆、2,962平米で、借受人を変更するため解約を行ったものです。

番号3は、字前平の田3筆、8,692平米で、借受人を変更するため解約を行ったものです。

なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に4ページをお開き願います。

報告第3号 土地の開墾についてご説明いたします。

土地所有者から、地目が山林となっている字早稲田の土地1筆4,188平米を開墾したとの届出があり、8月3日に宮古委員、中村委員、北澤委員が調査を行った結果、樹木等は見受けられず、農地として利用されていることから、現況を畑として農地台帳に登載したものであります。

私からの報告は以上でございます。

議 長                    それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

議 長                    議案第1号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について議題とします。議案第1号の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、3番 月館啓三君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

＜月館委員退席＞

議 長                    事務局より説明願います。

事務局                    それでは5ページをお開き願います。  
議案第1号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

番号1から3までの字淋代平の田5筆、13,955㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、淋代平集落から西に1.5kmほどに点在しています。

現地確認については宮古委員、中村委員、北澤委員同行のもと、確認済みです。

議 長                    それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長                    質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。審議が終了しましたので、3番 月館 啓三君の出席を認めます。

＜月館委員入室＞

議 長                    次に議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の

許可について議題とします。番号1、番号32の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、5番 一戸 実君が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

＜一戸委員退席＞

議 長

事務局より説明願います。

事務局

それでは6ページをお開き願います。  
議案第2号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。資料と併せてごらんください  
今回の案件は63件です。この中には、営農型発電設備及びその下部で行う営農についての申請がありますが、その概要については、7月12日開催の第776回三沢市農業委員会総会でご説明申し上げました内容に重複しますので、お手元の議案第2号補足資料のみとして割愛し、案件をご説明します。

それでは案件に入ります。

番号1は、六川目地区周辺における営農型発電設備の下部における耕作を目的とした、田1筆、面積4,362㎡、期間20年の使用貸借の申請です。位置図については、議案第2号および3号資料をご確認ください。譲受人は、北海道の法人農家です。審査したところ、北海道での耕作面積は21,516㎡です。三沢市での借入面積は、62,565㎡です。

借入後の耕作作物は、原木シイタケの栽培を予定しており、山梨の業者より指導を受け栽培するとのことです。  
三沢市での事務所は■■■■に設置予定であり、機械は自前およびリース、労働力は、地区内の従事希望者やシルバー人材センターからの募集のほか、ハローワークから募集するとのことです。周辺農地への影響はないと思われま

番号32は、番号1の農地で、営農型発電設備の上空部の利用権である区分地上権について、10年間の賃貸借の申請です。  
こちらは区分地上権の申請となりますので、農地法第3条の確認要件

のうち、賃借人等権利者への確認が要件になります。

譲受人は北海道の太陽光発電事業者です。審査したところ、賃借人の同意を得ており、また改良区からの意見書も提出済であることから問題は無いものと考えます。

また、3条による「区分地上権」の許可は、5条の許可と同時に行うこととなっていますので、番号32については、議案3号、農地法第5条の一時転用が許可の場合は「許可」、不許可の場合は、「不許可」となります。

現地確認は、宮古委員、中村委員、北澤委員同行のもと完了しています。以上です。

議長                    それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員                営農計画はあるか？

事務局                    当初のものはあるが、県の指導もあり、より詳細なものを業者に求めているところである。

北澤委員                営農計画の内容について、三沢市農業委員会が意見できるものか？

事務局                    5条転用の案件説明内容に入っているので、まず営農計画について説明する予定である。

千葉職務代理者        より詳細な営農計画は県から求められているものか？

事務局                    県から求められているため、県に再提出する予定である。

北澤委員                5条転用の案件で説明するとのことだが現在の議論に関わるため、現段階において説明してほしい。

事務局                    営農計画について5条転用の内容を説明

北澤委員                事業者から土地の所有者に対して、営農に関する説明はあったか？

千葉職務代理者 ほとんどなかった。実際は営農に関する関心よりも、耕作放棄地となっている場所を唯一、営農型太陽光発電により有効活用できそうな見込みがたったことから、それに関してのみ関心を寄せている状況である。

議 長 次回の総会でより詳細な営農計画を説明する。  
また、今後の状況を総会で随時報告するように。  
他に質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号 番号1、番号32は原案のとおり許可することに決定いたします。  
審議が終了しましたので、5番 一戸 実 君の出席を認めます。

<一戸委員入室>

議 長 続いて番号2、番号3及び番号33、番号34の審議にあたり、農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定による議事参与の制限に8番千葉 準一君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

<千葉委員退席>

議 長 事務局より説明願います。

事務局 番号2、3は、六川目地区周辺における営農型発電設備の下部における耕作を目的とした、田2筆、合計面積2,033㎡、期間20年の使用貸借の申請です。位置図については、議案第2号および3号資料をご確認ください。譲受人は、北海道の法人農家です。審査したところ、北海道での耕作面積は21,516㎡です。三沢市での借入面積は、62,565㎡です。

借入後の耕作作物は、原木シイタケの栽培を予定しており、山梨の業者より指導を受け栽培するとのことでした。



三沢市での事務所は■■■に設置予定であり、機械は自前およびリース、労働力は、地区内の従事希望者やシルバー人材センターからの募集のほか、ハローワークから募集するとのことです。周辺農地への影響はないと思われま

番号33、34は、番号2、3の農地で、営農型発電設備の上空部の利用権である区分地上権について、10年間の賃貸借の申請です。こちらは区分地上権の申請となりますので、農地法第3条の確認要件のうち、賃借人等権利者への確認が要件となります。譲受人は北海道の太陽光発電事業者です。審査したところ、賃借人の同意を得ており、また改良区からの意見書も提出済であることから問題は無いものと考えます。

また、3条による「区分地上権」の許可は、5条の許可と同時にを行うこととなっていますので、番号33、34については、議案3号、農地法第5条の一時転用が許可の場合は「許可」、不許可の場合は、「不許可」となります。

現地確認は、宮古委員、中村委員、北澤委員同行のもと完了しています。以上です。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号2、番号3及び番号33、番号4は原案のとおり許可することに決定いたします。

審議が終了しましたので、8番千葉 準一君の出席を認めます。

<千葉委員入室>

議 長

続いて番号4から31及び番号35から63までの審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局

番号4から31は、六川目及び織笠地区周辺における営農型発電設備の下部における耕作を目的とした、田28筆、合計面積51,643㎡、期間20年の使用貸借の申請です。位置図については、議案第2号および3号資料をご確認ください。譲受人は、北海道の法人農家です。審査したところ、北海道での耕作面積は21,516㎡です。三沢市での借入面積は、62,565㎡です。

借入後の耕作作物は、原木シイタケの栽培を予定しており、山梨の業者より指導を受け栽培するとのことです。

三沢市での事務所は■に設置予定であり、機械は自前およびリース、労働力は、地区内の従事希望者やシルバー人材センターからの募集のほか、ハローワークから募集するとのことです。周辺農地への影響はないと思われま

番号35から62は、番号4から31の農地で、営農型発電設備の上空部の利用権である区分地上権について、10年間の賃貸借の申請です。

こちらは区分地上権の申請となりますので、農地法第3条の確認要件のうち、借借人等権利者への確認が要件となります。譲受人は北海道の太陽光発電事業者です。審査したところ、借借人の同意を得ており、また改良区からの意見書も提出済であることから問題は無いものと考えま

また、3条による「区分地上権」の許可は、5条の許可と同時に行うこととなっていますので、番号32については、議案4号、農地法第5条の一時転用が許可の場合は「許可」、不許可の場合は、「不許可」となります。

番号63は、古間木の畑3筆、合計面積2,717㎡を、知人間の売買による所有権移転です。場所は、古間木交流センターから北西に約400メートルの場所です。譲受人は三沢市の兼業農家で、審査した結果、耕作面積は19,649㎡で、労働力は申請者を含めて2名です。売買による周辺農地への影響はないものと考えられます。

現地確認は、宮古委員、中村委員、北澤委員同行のもと完了しています。以上です。

議 長                    それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑                    な                    し

議 長                    質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長                    次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について議題とします。番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、5番一戸実君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

＜一戸委員退席＞

議 長                    事務局より説明願います。

事務局                    それでは11ページをお開きください。  
議案第3号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてご説明いたします。  
今回の案件26件あり、番号1番～25番までは、営農型太陽光発電設備設置に係る一時転用の申請であります。議案第3号資料と合わせてご覧ください。  
番号1について、説明いたします。  
譲受人は、北海道札幌市の太陽光発電事業者で、譲渡人は、六川目四丁目の農家の方です。  
場所は、三沢市役所から北北東へ約10.8km、六川目町内の西側に位置する田です。  
転用目的は、一時転用による営農型太陽光発電設備を設置です。認定農業者が耕作することから10年間の期間となっており、併せて同じ期間3条で地上権を設定します。  
太陽光パネルの下部では、原木しいたけを栽培する計画となっており、3条でご説明した北海道江差町で認定農業者を取得している

法人が耕作することとなります。

農地区分は、農用地区域内農地で、原則不許可であります。太陽光発電施設下部で適切な営農を行う場合であれば、不許可の例外として一時転用許可が認められます。

一時転用面積は、架台杭及び引込柱の約2㎡となります。

太陽光パネルは、1箇所あたりパネル216枚、発電出力は49.5kwとなっております。

事業費総額2億9000万円となっており、全額自己資金での対応となります。

提出書類について確認した結果、事業規模の妥当性、周辺農地への影響がないことや事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、宮古委員・北澤委員・中村委員により、8月3日に完了しております。以上です。

議 長                      これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑                      な                      し

議 長                      質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。審議が終了しましたので、5番 一戸 実君の出席を認めます。

<一戸委員入室>

議 長                      続いて番号2、番号3の審議にあたり、農業委員会等に関する法律 第31条 第1項の規定による 議事参与の制限に、8番 千葉 準一君が該当します。審議が終了するまで 一時退席願います。

<千葉委員退席>

議 長                      続きまして番号2、3について、説明いたします。事務局より説明願います。

事務局                      譲受人は、北海道札幌市の太陽光発電事業者で、譲渡人は、高

野沢2丁目の農家の方及び六川目1丁目の農家の方です。  
場所は、三沢市役所から北北東へ約10.8km、六川目町内の西側に位置する田の4筆です。

転用目的は、一時転用による営農型太陽光発電設備を設置です。認定農業者が耕作することから10年間の期間となっており、併せて同じ期間3条で地上権を設定します。

太陽光パネルの下部では、原木しいたけを栽培する計画となっており、3条でご説明した北海道江差町で認定農業者を取得している法人が耕作することとなります。

農地区分は、農用地区域内農地で、原則不許可であります。太陽光発電施設下部で適切な営農を行う場合であれば、不許可の例外として一時転用許可が認められます。

一時転用面積は、架台杭及び引込柱の約2㎡となります。

太陽光パネルは、1箇所あたりパネル216枚、発電出力は49.5kwとなっております。

事業費総額2億9000万円（1箇所あたり約1100万円）となっており、全額自己資金での対応となります。

提出書類について確認した結果、事業規模の妥当性、周辺農地への影響がないことや事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、宮古委員・北澤委員・中村委員により、8月3日に完了しております。以上です。

議 長 質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号2、番号3は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。審議が終了しましたので、8番 千葉 準一君の出席を認めます。

<千葉委員入室>

議 長 続いて番号4から26までの審議に入ります。事務局より説明

願います。

事務局

続きまして12ページをお開きください。

番号4～26までをご説明いたします

番号4～25番までの譲渡人は記載されているとおりであります。

場所については、4～20番までが六川目地区西側の田で、21筆です。

21番から25番までが、織笠地区西側の田で、5筆です。転用目的は、一時転用による営農型太陽光発電設備を設置です。認定農業者が耕作することから10年間の期間となっており、併せて同じ期間3条で地上権を設定します。

太陽光パネルの下部では、原木しいたけを栽培する計画となっており、3条でご説明した北海道江差町で認定農業者を取得している法人が耕作することとなります。

一時転用期間は、認定農業者が耕作することから10年間の期間となっており、併せて同じ期間3条で地上権を設定します。農地区分はすべて農用地区域内農地ではありますが、営農型による太陽光発電設備の設置の一時転用であることから不許可の例外となります。

一時転用面積は、架台杭及び引込柱の約2㎡となります。太陽光パネルは、1箇所あたりパネル216枚、発電出力は49.5kwとなっております。

事業費総額2億9000万円（1箇所あたり約1100万円）となっており、全額自己資金での対応となります。

提出書類について確認した結果、事業規模の妥当性、周辺農地への影響がないことや事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、宮古委員・北澤委員・中村委員により、8月3日に完了しております。以上です。

番号26 議案第3号資料④と合わせてご覧ください。

譲受人は、下久保の公務員の方です。

譲渡人は、岡三沢4丁目の会社員の方です。

対象となる土地は、岡三沢7丁目の畑、1筆、計435㎡、農地区分は、第3種農地となります。

使用貸借による永久期間の設定となります。

転用目的は、宅地で、木造二階建の一般住宅1棟の建築で、建築面積は214.47㎡です。

事業費は、総額3,900万円で、全額銀行からの融資による対応となります。

場所は、三沢市役所から北北東へ約1.2kmに位置し、用地地域（第1種中高層住居専用地域）が設定されている区域であります。

周辺の農地等への対策として、生活排水は下水道に接続して処理し、雨水は敷地内自然浸透処理します。

現地確認については、宮古委員・北澤委員・中村委員により、8月3日に完了しております。

以上のことを踏まえ、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の現実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上であります。

議 長                                  それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑                                  な                                  し

議 長                                  質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号 番号4から26は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長                                  次に、議案第4号、令和3年度上十三地区農業委員会大会要望決議について議題とします。

事務局                                  それでは16ページをお開きください。  
議案第4号、令和3年度上十三地区農業委員会大会要望決議についてご説明いたします。

この案件につきましては、例年ですと、皆様にもご参加いただいている上十三地区農業委員会大会の場において決議されるべ

きものでありますが、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対策として、上十三地区はもとより、県内全ての地区大会の開催が中止となっております。

しかし、中止の場合でも各地区大会の要望決議を作成し、地区内の各農業委員会総会等で決議を行ったうえで、県農業会議へ提出することになっており、この度、今年度の要望決議（案）作成担当の「三沢市」「野辺地町」「おいらせ町」の各農業委員会から要望決議（案）が提案されたことに伴い、それらの承認を求めるものであります。

番号1 軽油引取税に関する免税軽油制度については、これまでの要望決議の成果として、課税免除措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されたところであります。

農業の生産現場においては、軽油は必要不可欠な生産資材であり、軽油価格を低く抑えることは生産コストを軽減し、農業経営の安定に大きく寄与するものであります。特に水稲と野菜及び畜産の複合経営地帯である上十三地区では、農業機械の大型化、多様化などにより農業経営における燃料費の負担は年々大きくなり、免税軽油制度の存続の有無が農家所得と再生産の確保に重大な影響を及ぼす問題となっております。

本制度の継続により地域農業の振興と食糧自給率の向上が見込まれることから、全ての地域農業者から制度の恒久化が望まれています。

今後とも農業・農村が、地域の経済を支えながら食料を安定的に供給するという重要な役割を維持するため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望いたします。  
免税軽油制度の時限措置を廃止し恒久化すること。

番号2 人材不足が叫ばれている現代において、過重労働という印象が根強い農業への新規就農者は非常に貴重な人材です。しかし、新規就農者の多くは経営規模が小さく、農業次世代投資事業等の公的支援があるものの、経営が悪化すると離農の決断に至りかねません。また、特に移住者等の出身地以外からの就農者に対し、農地や営農のための設備や施設を積極的に貸借しようという土地所有者や既存農家は多くはなく、これらが就農を選択する足かせとなっております。



そこで、職業選択をするうえで現状マイナススタートとなっている新規就農環境をゼロスタートとするため、下記事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

新規就農者に係る補助金の拡大・延長を図ること。

新規就農者の経営継続を後押しするため、各種支援制度の拡充をすること。

番号3 土地改良区は、施設の老朽化に伴う維持管理の負担増に加え、組合員の減少と高齢化、担い手への農地集積と土地持ち非農家の増加等農業の構造変化に伴い地域の維持管理体制が弱体化する等、様々な課題に直面しています。

こうした中、土地改良制度は創設以来半世紀以上が経過し、農業用排水施設については、新規の整備から適切な維持管理や効率的な更新へと重心が移っています。

しかし、特に土地持ち非農家については施設更新等に関心が低く、賦課金や維持管理労働力の提供にも消極的で、耕作放棄地が増加する要因のひとつとなっています。

さらに、耕作条件が良い農地は貸借や売買が可能ですが、生産性の低い条件不利地は権利移動が進まず、不耕地のまま賦課金の負担が残ることになります。

そこで、離農者や非農家の負担解消と土地改良区の体制維持を両立させるため、国においては、下記事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

土地改良区受益地内で今後基盤整備事業等を行う見込がなく、生産性が低い条件不利地に係る賦課金の取り扱いを含め、土地改良区の運営を支援する措置について検討すること。

以上でございます。

議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は青森県知事に送付いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第777回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 13番 高古久光

議事録署名者 14番 古田武信